

安保条約自動延長・沖縄返還と『世界』

—日米同盟をめぐる論説の検証(3)—

水野 均

1 問題の所在

岩波書店の発行する総合雑誌『世界』が、日米両国間の安全保障同盟関係（日米同盟）にどのような姿勢で臨んでいたか。この疑問に対応するため、筆者は既に、旧安保条約の締結（1951年）及び改定安保条約の締結（1960年）に際し、その前後に同誌が掲載した論稿を基に分析・検討を試みた。そしてその結果、『世界』は、両条約の内容に問題を感じつつも、それに対する有効な代案を提示するに至らず、結果として、日米同盟の基盤が形成・継続されるのを阻止できなかった、との結論に達している。

しかし、その後、『世界』の抱いた問題点は、日米同盟が今日に至るまでの間に、解決する契機がなかったのであろうか。この点を解明するため、この稿では、1970年に最初の期限を迎えた日米安保条約の自動延長及び1971～72年における沖縄の返還をめぐる、『世界』の発表した論稿を基に考察してみたい。

2 『世界』の「安保批判論」

1965年1月、佐藤栄作・首相（以下、職名は当時）は米国を訪れ、L・ジョンソン米国大統領と共同声明を発表した。そこでは、「日米相互協力及び安全保障条約体制を今後とも堅持していくことが日本の基本政策であり、米国は外部からのいかなる武力攻撃に対しても日本を防衛するという同条約に基づく誓約を遵守する」、「琉球及び小笠原諸島における米国の軍事施設は極東の安全のため重要である」と、日米同盟及びその中における沖縄の米軍基地の重要性を述べていた⁽¹⁾。さらに同年8月19日、佐藤は現職の首相として第2次世界大戦後初めて沖縄を訪問し、「沖縄の祖国復帰が実現しない限り、我が国にとって『戦後』は終わっていない」と述べ、沖縄の返還実現を自らの政権にとって最大の政治課題とする旨を明らかにした⁽²⁾。当時の沖縄は、駐留する米国の空軍爆撃機隊及び海兵隊部隊が南ヴェトナムに出撃・派遣されるなど、米国がヴェトナム戦争を遂行する際の前線基地としての役割を担っていた。

こうした動きの中で、翌1966年の『世界』3月号に、宇都宮徳馬（衆議院議員・自民党）は、「対米外交の不在」と題する論稿を寄せた。そこではまず、旧安保条約について、「その成立及び継続のためには、無責任な軍国主義が世界に存在すること、日本が固有の自衛

(1) 細谷千博他編『日米関係資料集1945-97』東京大学出版会、1999年、624頁。

(2) 同上、632頁。

権を行使する有効な手段を持たないことを条件とし、その条約に代わる、日本区域における平和と安全の為に国連の措置又は他の安全保障（体制）の成立までの暫定措置としての意味が明確に記載されてある。」ゆえに、「（日本に対する）占領の実態を引き継いだ（旧安保）条約の変則性と暫定性については十分な配慮がなされ、その意味において（日本の）国益に合致していたともいえる」と述べた。

しかし、彼は続けて、改定安保条約に対しては、「旧安保条約に於いて慎重に配慮された、条約の変則性と暫定性は失われ、従って米軍駐留とその基地に正当性と恒久性が与えられた」とした。そして、米国が改定安保条約によって「日本防衛だけではなく、極東における軍事行動に参加し得る権利、そして基地又は日本地域で行動する米軍隊が攻撃された時、例えば日本領海を航行する軍艦又は輸送船が攻撃された時、それを日本に対する攻撃と見なして、日本を戦争に参加させ得る権利」を得たと同時に、「日本はそれに対応する義務を負った。」と指摘した。さらに、「日本は（改定安保条約によって）いかなる権利を得たのか。」については、「日本地域における、日本に対する攻撃を米国に対する攻撃と見なして、米軍が戦闘行動に入るということ」を挙げて、「実際には、日本地域における米国、即ち在日米軍より先に日本が攻撃されることはあり得ないから、内容空虚な権利ともいえるが、平たくいえば『万一の場合、守ってもらえる権利』であり、庶民にも分り易い」と述べた。

その上で、彼は、「安保条約が、米国に与えているいくつかの重大な実質的権利と、日本が得た、万一の場合守ってもらうという交番や障害保険のように庶民にも分り易い権利とは、つり合いがとれているのであろうか。」という疑問を提示した。そして、それについて、台湾・韓国・ベトナム等の国々が、「それぞれ同一民族内の対立する政府を社会主義政府としてもっており、武装して対立して」いる状況の下で、「米国はこの対立の一方に深く肩入れすることによって、相手に対する脅威となり、又、相手の米国に対する脅威を、現実的な緊急のものにしてしまっており、「この日本に関係のない脅威を現実化して日本に持ち込まれるのははなはだ迷惑である。」と主張した。そして、「日米安保条約によって、日本は多くの実質的権利を米国に与えたが、日本が得た反対給付」と比較すると、「米国が払う家賃としては安すぎ、日本が払う保険料としては高すぎる。」と主張した。しかし、その対応策としては、「1962-64年の日本の対米輸出総額は47億5千万ドル、米国からの輸入は62億2千万ドルであるから、3年間の日本の（輸）入超（過）は14億2千万ドルである。」ことを例に挙げ、「日本は米国の（貿易上）最大の顧客」なのだから、「日本の外交はもっとしっかりと米国に物を申したらよい。」「日本との関係悪化によって、顧客と基地を失うものは米国なのだ。」と述べるにとどまり、安全保障政策上の具体的な提案は示されなかった（81～86頁、以下、引用後のカッコ内頁番号は、断りなき限り『世界』の頁を示す）。

また、この論稿に先立ち、1965年の『世界』4月臨時増刊号に、福田歓一（東京大学教授、政治学者）は、「ヴェトナム危機と日本の立場」と題する論稿を寄せた。そこで彼は、米国によるヴェトナムへの攻撃に対する日本の姿勢について、「（日米）安保条約の規定する（日本側からの）事前協議の申し出は終始（米国側によって）拒否されており、沖縄施政権の返還促進が佐藤訪米の成果としてうたわれたにもかかわらず、軍事行動に果している沖縄の役割は全く我が国の関心外として扱われて、在日米軍の使用についてさえ、それ

が一旦沖縄を経由することを理由に、事前協議の必要性を否定している。」点を批判した。しかし、その半面、「(ヴェトナムでの) これ以上の戦争拡大」を阻止するために、「(日本が) 労務等の便宜の提供の中止、その他軍事力を除く一切の手段を行使することは自由」であると述べるにとどまっていた(25～29頁)。そこには、日米安保条約の枠組み自体を否定し放棄することの要求及び具体的な提案は示されていない。

3 日高六郎の「非武装中立論」

一方、同じ1966年の4月16日、外務省は「日米安保条約の問題点について」と題する見解を発表した。そこでは、「全面完全軍縮の目的が達成されず、国際連合も世界平和維持機構としての機能を十分に果し得ない現在の世界情勢の下において、いかなる国にとっても、絶対的にその国が安全で危険は全くないというような安全保障の道は存在しえない。」ゆえに、「相対的意味での安全保障、すなわち、できる限り安全性が高く、危険性ができる限り低い安全保障の道を選ぶほかはない。」として、「現在の世界情勢の下において、日本の安全を保障するための方法、すなわち、日米安保体制、非武装中立、武装中立のそれぞれを比較した場合、現在の日米安保体制を維持することが、他の二つの方法に比べて、最も現実的であり、かつ、安全性が最も高く危険度の最も少ないものと考えざるを得ない。」と記していた⁽³⁾。

その同じ年、『世界』の8月号に、日高六郎(東京大学教授、社会学者)は、「安保論争の展開と陥穽」という論稿を寄せた。そこで彼は、「日米安保条約が存在していることと、それがどのように機能しているかということとは、必ずしも同一ではない。」と述べた上で、「外務省見解(上述)でただ一ヶ所賛成したいのは、絶対的な安全保障の道は存在しえないと説いたくだりで」あり、「日米安保条約にも、運用の仕方では、危険も皆無ではないという程度のことは、安保条約支持者によっても支持され得る公理だと思う。」と続けた。

そして彼は、「日米安保条約をヴェトナム戦争に適用しない論理は可能である」として、その根拠として、①「安保条約は国連憲章に従うことになっている。」が、「アメリカのヴェトナムにおける軍事行動は、国連憲章の定めるところに一致しているかどうか疑わしい。」ゆえに、「アメリカ軍の行動が『極東における国際の平和及び安全の維持に寄与』しているかどうか、検討の余地がある」、②「日米安保条約でいう『極東』の範囲は、1960年の安保国会で、フィリピン以北と限定されており、「ヴェトナムは地域外である。」という点を挙げた。

その上で、「私は日米安保条約を支持しない。」が、「同時に、それが抑制的に運用される場合と、拡張的に運用される場合と、事実においてその機能が違ってくることは認める。」として、「私のひとつの関心は、日米安保条約は抑制的に運用できるであろうか、ということである。」と述べた。そして、「何らかの形でアメリカの同盟関係を維持しながら、より一層穏和な形をとった日米安保条約を、抑制的に運用しようという立場」からの「沖縄の核基地化には絶対反対」等の意見に、「決して反対ではない。」が、「そうした個々の

(3) 同上, 719頁。

提案が、『日米安保体制』の下で、どこまで現実化されるであろうかという、素朴な疑問を禁じ得ない。」と主張した。

さらに、「日米安保体制の抑制的運用さえ並大抵のことではないとすれば、非武装中立などは、一層実現困難ではないかという反論が出るに違いない。」が、日米安保体制は「既知数（現実）であり」、非武装中立は「未知数（仮定）である。」が、「政策的次元の問題を細かに提出することで、……既成事実へ傾くものが増えやすい。」とした。そして、「（日米）安保体制のなかでの隣国との不可侵条約締結の問題、その他具体的政策次元での選択は数多く」あり、「その一つ一つの選択が、実は非武装中立の意味する実質的内容である。」ゆえに、「おそらくこの選択の際には、日米安保条約の抑制運用派の意見と非武装中立派の意見とは一致することもあろう。」と述べた。しかし、「抑制運用派が、（安保条約の）拡張運用派のイニシャティヴの下での安保体制をなお支持することを選択するならば、抑制運用派と非武装中立派を結ぶ細い糸は切れるに違いない。」と悲観的な見解を述べた（28～34頁）。

ここには、日本の安全保障方式として「日米安保条約」よりも「非武装中立」を望む一方で、「日米安保条約の運用次第で日本を戦争に巻き込まないのならば、これに積極的に反対しない」という趣旨が含まれていた。

4 『世界』の沖縄返還構想

翌1967年2月1日、外務省の下田武三・事務次官は、「極東の情勢に変化のないままで日本が沖縄の返還を求めるのならば、米軍が沖縄の基地を自由に使用することを認める覚悟が必要である。」と、「返還された後の沖縄への米軍による核兵器の持ち込みの容認」とも解釈し得る内容の発言を行った⁽⁴⁾。これは、「返還後の沖縄における米軍の基地を日米安保条約及び『事前協議』制度の適用外として、米軍が沖縄で核兵器の持ち込み及び直接の作戦行動を自由に行うことができるようにすれば、米軍が沖縄の返還に応じやすくなる」という外務省内部の考え方を反映したものであった⁽⁵⁾。これに対して、佐藤首相は同年3月、国会での答弁で、「近い将来に沖縄が核兵器付きで返還されることは考えられない。」と、下田の発言を否定する趣旨の見解を述べた⁽⁶⁾。

同じ年、『世界』の8月号に、高野雄一（東京大学教授、国際法学者）は、「沖縄の返還と極東の平和—その法的地位をめぐって—」と題する論稿を寄せた。そこではまず、「沖縄では、（米国による）軍事占領下の権力構造の実態がほとんどそのまま戦後に残っており、「沖縄の現状は植民地支配という他ない。」が、「それら（植民地）が次々と消え去り、新たにその発生がみられないのは、植民地支配が政治的にも法律的にも否定せられ、現実に大きく崩れてきた現代世界の大勢による」ゆえに、「（米国による）沖縄の施政権は放棄され日本に返還されるのがどうみても筋である。」と論じた。

そして、「（対日講和条約）第3条の規定の裏にある実体は、極東に平和の脅威が存在する限り、沖縄を軍事基地として自由に使うということである。」が、「そのような基地使用

(4) (5) 『朝日新聞』1967年2月2日。

(6) 第55回国会衆議院予算委員会議録第4号（1967年3月23日）、22頁。

は沖縄住民との激しい摩擦を生み、日本国民の抵抗に」会っており、「極東の平和はこの面からも考慮されなくてはならない。」と指摘した。

その上で、「沖縄が日本に返還され、結局はその外国基地が撤廃されなくてはならない。」とする一方、「現状において、アメリカが極東の平和の脅威を簡単に否定することはないと思われるし、いま直ちにアメリカを納得させるのは難しいかも知れない。」ので、「(沖縄の)基地を一定条件の下に認めることが、沖縄の返還を確実にし促進するならば、それを選ぶべきであろう。」と主張した。さらに、「返還後(の沖縄)に(米軍)基地が残される場合」の「基地地域の性格」が、「大別すれば、講和後安保条約下の(日本)本土にあるような基地かそれとも現在の沖縄の基地の性格をその地域にだけ圧縮して残したいわば租借地区的な基地」に分けられると述べた。

さらに彼は、「沖縄返還の際の(米軍)基地について核兵器や事前協議に関し、安保条約並みにできない場合には、それを租借基地として認める方が、日本の自主性を反ってよく保持し得るという面もある。」としながら、「沖縄について大事な目標は、縮小整理された安保条約型の基地は残してでも、その復帰をまず実現するということ」であり、「それには、1970年の現安保条約の十年満了の時期、或はベトナム和平実現の時期、そのいずれか早い方がとらえらるべきであろう。」と論じた(28~30頁)。ここには、「米軍基地の完全な撤去を、沖縄返還を実現する際の絶対条件としない」という考え方が示されていた。

また、『世界』の同じ号には、「各党の沖縄政策」と題する、与党(自民党)及び野党に属する国会議員へのインタビューも掲載された。

まず、白井莊一(自民党、衆議院沖縄問題等特別委員会委員長)は、「(沖縄は)やはり日本の領土であり、施政権も返されたところへ、自由に使える基地を設けること、そして核まで持ち込めるということは、憲法上、非常に論議を呼ぶと思う」ゆえに、「私個人としては、基地はまずそのまま残しておいて、あとを放棄してもらうような方法を取り得ないものかと、考えている」と述べた(52頁)。これは、沖縄の米軍基地付き返還を事実上容認するものであった。

これに対し、川崎寛治(社会党、衆議院議員)は、「日本の安全をどう守るかということについて」は、「非核武装の平和外交が、まず基本となる」、「今日のアジアの緊張の一番の基礎は、何といたっても米中対決にある」として、「非核武装の平和外交は、緊張緩和に重点を置いた対中国政策でなければならない。」と述べた。その上で、「日中国交回復、日中の不可侵条約という方向に発展していく中で、日本自らが米中対立を緩和させるという役割を果たすべき」であり、さらに、「国連が、世界平和を守り得るものに機能を強化させていく」中で、「沖縄の核基地撤去、アジアにおける緊張の緩和がプログラムとして成り立つ」と述べた(56~57頁)。しかし、前出した日高六郎の論文が、「(日米)安保体制のなかでの隣国との不可侵条約締結の問題、その他具体的政策次元での選択は数多く」ある、と指摘した点に照らす限り、川崎の主張には、日米同盟を否定しているとは言い難い面があった。

また、永末英一(民社党、衆議院議員)は、「ただ単に(沖縄の)施政権を返せというのではなくて、沖縄の軍事基地が、アメリカがいうような意味では重要でない状態を努力して作っていくべきだ」として、「ベトナム戦争の終結を迎えた時には、前進基地としての沖縄基地の役割は一変するはず」であり、「ベトナム戦争をやめさせる努力を日本政府

はすべし」と述べた。さらに、「沖縄の軍事基地については、まず少なくとも現在の安保条約の6条に関する（事前協議についての）交換公文に違反しないような状態に置くべし」と主張した（63～66頁）。これは、日米同盟の存在を前提とした上で、それを日本にとって有利な形で運用することを求めた発言であった。

続いて、黒柳明（公明党、党国際局長）は、「核基地なしの（沖縄）返還というものは、アメリカとしては好ましくない、一方、核基地があっては日本としては好ましくない」が、「日本としては、（返還された沖縄に）核を持ち込ませないということは、永久不変な姿勢とすべき」だと述べた（68頁）。これは、「核兵器が撤去されれば米軍基地付きでの沖縄返還を容認する」という考え方がうかがわれるものであった。

さらに、上田耕一郎（日本共産党、党中央委員）は、「日本の領土としての沖縄に、様々な保留条件（米軍基地を残す、日米安保条約及び事前協議の運用に特例を設ける等）をつけて返還するのではなく、無条件に返還せよ」という立場を表明した。その上で、「核基地付き返還論」を「突破口として（日本の）本土まで核兵器が持ち込まれ、（日本の）全面的な核武装への道が開かれる可能性は大きい。」と指摘した。しかし、そうした事態を防ぐための方策としては、「本土の日本人民と沖縄県民の運動全体を、無条件返還という基本方針で統一して、この運動をできるだけ広く、できるだけ強くしていくことが基本だ」と述べるにとどまり、運動の具体的な内容や、それが沖縄の無条件返還を実現し得るかについては明言していなかった（75～77頁）。

一方、同じ年の8月、外務省は、「沖縄に核兵器の持ち込みを認めない一方、それ以外の点で米軍に本土より自由に基地を使用することを保証した上で、沖縄の施政権返還を目指す」という構想を固め、佐藤首相ら政府首脳に報告した。そこには、①沖縄が日本及び極東の平和と安全に果している役割は極めて大きく、現在の国際情勢では、沖縄の基地を「本土並み」の状態として施政権の返還を求めるのは難しいが、②「核兵器を含めた米軍基地の自由使用を認めた上で、沖縄の施政権返還を図る」という方式は、日本政府が「核兵器の持ち込みを認めない」という基本方針を変更しない限り実現が厳しいゆえ、③「沖縄への核持ち込みを除いて米軍基地の自由使用を認める」という考え方に立脚して、沖縄の返還を協議するしか途はない、という外務省の判断があったと言われる⁽⁷⁾。

5 坂本義和の「核付き返還拒否論」

同じ年の11月、佐藤首相は米国を訪問し、ジョンソン大統領と新たな共同声明を発表した。同声明では、佐藤が「（日米）両国政府はここ両3年以内に双方の満足し得る（沖縄の）返還の時期につき合意すべきである」と強調したのに対し、ジョンソンが「（沖縄諸島の）本土復帰に対する日本国民の要望は、十分理解している」と応じ、沖縄の返還について前向きに考慮する姿勢を示した。その一方で声明は、「日本の安全と極東の平和及び安全の確保のため、日米安保条約を堅持することが（日米）両国の基本政策で」あり、「沖縄にある米国の軍事施設が極東における日本その他の自由諸国の安全を保障するため重要な役割を果たしている」とするなど、「日米同盟の機能を維持するという枠組みの範囲内で沖

(7) 『朝日新聞』1967年8月12日。

縄の返還問題に対処する」という方針を鮮明にしていた。

同じ1967年の『世界』12月号に、坂本義和（東京大学教授、国際政治学者）は、沖縄の友人N氏に宛てた書簡という形で、「返還運動の思想とは何か」と題する一文を寄せた。その中では、琉球大学のK氏が、「本土の人に向かって、『我々を核付きで復帰させてくれ。その上で、沖縄と本土と一体になって核兵器撤去のためにたたかおうではないか』と呼びかけることが、なぜ許されないのだ。」との問いかけに、坂本は次のように答えていた。

「私としては本当に言いづらいことですが、私には、（沖縄の）核付き復帰という思想は受け容れられません。私にはそういう思想を尊敬することができないのです。それは、本土の人間としてではなく、一人の人間としてです。もし私が沖縄の人間であったとしても、私は、沖縄問題をテコにして（日本）国民に核兵器を受容れさせようとするような政府の支配する日本に急いで帰りたいとは思いません。沖縄が核兵器を持って復帰するならば、そのこと自体が、日本という国の体質を変えてしまう危険が大きいのです。もし私が沖縄の人間でしたら、『核基地がある限り沖縄は本土に帰らないし、また帰ってはならないのだ』と訴え続けることによって、本土内に核兵器撤去運動を喚び起こし、それと力を合わせて核基地なしの全面復帰の実現に努力する、そういう道を選びたいと思います。」

この後、坂本は、「先ず日本はアメリカに対し、沖縄の基地を本土並みにして、1970年内に施政権を全面的に返還することを要求すべき」こと、「復帰した沖縄にある『本土並み』の基地の撤去については、本土内の米軍基地撤去をも含め、本土と沖縄との国民が一体となって当たるべき」こと、であると指摘した。そしてさらに、「沖縄が『核付き』で、あるいは基地の『自由使用付きで』復帰するか、それとも少なくとも『本土並み』基地で復帰するかということ」は、「本土が『沖縄並み』の核基地になるか、沖縄が『本土並み』になるかの分かれ目である」と述べた（50～54頁）。

ここに一貫しているのは、沖縄が核兵器を撤去されずに返還されることへの断固とした拒否であった。その一方で、沖縄が返還される際の条件として、「米軍基地の全面撤去」でなく「少なくとも『本土並み』」を挙げた点には、日米安保条約という枠組みの中に沖縄の返還を位置づけるという姿勢が浮かび上がっていた。加えて、復帰した後の沖縄及び日本本土から米軍基地を撤去するための具体的な方策は、提示されていなかった。

6 『世界』の「核基地反対論」と「基地自由使用論」

翌1968年1月22日には、米国の情報収集艦プエブロ号が朝鮮半島付近で北朝鮮の警備艇に拿捕される（プエブロ号事件）など、日本の近隣一帯には安全保障上の不安定な状態が依然として続いていた。そのような中で同月29日、佐藤首相は国会での答弁で、「日本は核兵器を、作らない、持たない、持ち込ませない」とする「非核三原則」を政策の基本方針とすることを表明する一方で、「日本の安全保障については、日米安保条約に基づく米国の核抑止力に依存する」との見解を明らかにした⁽⁸⁾。

(8) 第58回国会衆議院本会議録第3号（1968年1月30日）、11頁。

これに対し、同年の『世界』3月号に、新崎盛暉（沖縄資料センター）は、「日米会談後の沖縄」という一文を寄せた。そこでは、「本土で『基地本土並み返還』という場合には、普通、基地を日米安保条約の適用下に置くこと」、すなわち、「(米軍の) 装備における重要な変更（たとえば核持ち込み）や戦闘作戦行動に、名目的にもせよ事前協議によって制約を加える」ことを指す一方、沖縄では、「基地を本土並みにするには、(基地の) 大幅な規模と機能の縮小が必要であると考えられている。」と指摘した上で、「本土における『基地本土並み返還論』は現状維持の方向に傾斜しており、沖縄における『基地本土並み返還論』は基地撤去論に発展する可能性をはらむ」と論じていた（118頁）。ここには、日米安保条約の存在を前提とした上で沖縄が返還されることへの懸念が示されていた。

こうした懸念の払拭を意図してか、外務省は同年4月25日、「日米安保条約上の事前協議について」の解釈を明らかにした。そこでは、「日本政府が、事前協議を行う対象として了解している」ものとして、①配置における重要な変更（陸上部隊の場合は一個師団程度、空軍の場合はこれに相当するもの、海軍の場合は一機動部隊程度の配置）、②装備における重要な変更（核弾頭及び中・長距離ミサイルの持ち込み並びにそれらの基地の建設）、③日本から行われる戦闘作戦行動（条約第5条に基づいて行われるものを除く）のための基地としての日本国内の施設・区域の使用、を挙げていた⁽⁹⁾。

これに対して、坂本義和（前出）は、『世界』の同年8月号に寄せた「核をめぐる国民の選択」という論稿の中で、「日本の非核武装宣言を行う」こと、及び「本土と沖縄とが一体となって沖縄の核基地の撤廃に当たる」ことを提案した（59～60頁）。そこには、前出した「返還運動の思想とは何か」と同様に、日本本土及び沖縄への核持ち込みに強く反対する姿勢が浮かび上がっていた。

続いて同年の『世界』10月号には、「沖縄の本土復帰に関する意見」と題する学者・言論人等へのアンケート調査結果が掲載された。その中で、新井達夫（毎日新聞編集顧問）は、「『核抜き即時返還』などの要求は、現実問題として通し難い。」ので、「基地のタイプの問題は一応後回しとして、まず施政権の返還」を「実現すべきではないか。」と主張した（112頁）。

また、西春彦（元駐英大使）は、「『核なし・本土並み』が世論の帰するところと目され、(日本) 政府もそれを目指してアメリカと話している様子」だが、「仮にその希望がかなって沖縄が日本の施政下に復帰し、現行安保条約の全規定が適用される一方、基地の性格には実質的变化がないとすると、ベトナム戦争あるいは将来類似の事態に際して、安保条約の事前協議規定に基づき、米軍出撃に対する日本政府の同意が毎日のように要求されるということも十分起こり」得る、と懸念を表明した。その上で、「『本土並み』はむしろ米軍の『自由使用』よりもはるかに危険が大きい」、「『自由使用』は、日本が自分の自由意思で米軍の行動に自由意思を与えるのに比すれば、中ソその他第三国との関係において日本に及ぶことあるべき危険はずっと小さい」として、「米軍の行動に進んで責任を分かち結果に陥らないようにすることが国の安全上何より肝要」と述べていた（113頁）。

以上の意見は、日米同盟の維持を前提とした上で沖縄返還を主張するという共通点を持っていた。加えて西の見解は、「米軍による沖縄基地の自由使用を、それによって日本

(9) 前掲書『日米関係資料集』771頁。

全体の安全が脅かされない限り容認する」という、「日米安保条約の効果的運用」を要求していた。

さらに翌1969年、赤城宗徳（自民党国会議員、岸信介内閣で防衛庁長官を務めた）は、『世界』3月号に「安全保障問題について」と題する論文を寄せた。これは同じ年の1月、米国で開かれた「中国政策日米懇談会」（赤城や藤山愛一郎等、日米両国政府の対中国政策に批判的な両国の国会・連邦議会議員が出席した）に提出した論文であった。

その中で赤城は、「沖縄の前戦基地、補給訓練基地としての価値を否定するものではないが、核基地化については大きな疑問をもつ。」と述べた。そして、その理由として、「中共が核開発を行いつつあるとしても、“抑止力”にまで漕ぎつけるのには、十数年を要するであろうし、また、北朝鮮が韓国に侵入することは、米国が韓国にコミットメントを与えている以上、あり得ない。」点を挙げた。これは、事実上、「日本への核兵器の持ち込みに反対する」という条件の下で、日米安保条約の枠組みを容認するという見解を示していた。

さらに彼は、「(米国が)大陸中国に対し、条約的、法律的には認めていないとしても、ワルシャワで、大使級レベルの会談を定期的に開いている事実は、事実として大陸中国を認めておくことではないのか。」とした上で、「アメリカの中共封じ込め政策（米国が意図しなくても、客観的にはそういうことになっている）をやめて、……（中共を）国際社会へ引き出すことを考えるべきではないか。」とも主張していた（207～208頁）。ここには、日米同盟の存在と、米中間及び日中間の国交・友好関係の回復を矛盾しないものとして捉える姿勢が浮かび上がっていた。

7 佐藤・ニクソン共同声明と『世界』

一方、1968年の11月に行われた初の琉球政府首席公選の結果、「沖縄の即時全面返還、米軍基地及び日米安保条約への反対」を主張する屋良朝苗・沖縄教職員会会長が当選した。さらには同月19日、嘉手納基地で米軍のB52爆撃機が離陸直後に墜落・炎上したことに反発した労働組合団体によりゼネストが決議される（後に回避）など、沖縄では反米・復帰運動が一層高まっていった。こうした状況の中、米国政府内部では、「沖縄返還の遅れが、同地での米軍基地の継続使用を妨げる要因となり得る」との危機感が強まっていった。

こうした事態の中で、佐藤首相は翌1969年3月10日、沖縄の返還を「日本の本土と同様に米軍基地を残す一方、核兵器は撤去する」という方式（核抜き・本土並み）で求めていくことを表明した。他方で、米国のニクソン大統領も同年7月、グアム島を訪れた際に同行した記者団からの質問に答えて、「米国はアジア諸国と結んだ条約上の義務を遵守する一方、核兵器による脅威を除いては、アジア諸国自身が軍事力を負担することを期待する」と述べた⁽¹⁰⁾。これは、米国がヴェトナム戦争から漸次撤退していこうとする方針の表明であったが、同時に、ヴェトナムを攻撃する前線基地として沖縄を直接統轄する必要性も低下するという意味合いを含んでいた。

同じ年の11月、訪米した佐藤首相は、ニクソン米国大統領と会談後、共同声明を発表した。同声明ではまず、「現在の情勢下では、米軍の存在が極東における平和と安全を維持

(10) 同上、782頁。

するための大きな支柱となっており、韓国及び台湾の安全は日本の安全にとって極めて重要であるゆえに、日米安保条約を堅持する」と述べていた⁽¹¹⁾。これに先立つ同年5月、米国政府は「日米安保条約を（翌1970年6月に期限を迎えた後も）改定せずに継続する」という対日政策の基本方針を打ち出していた⁽¹²⁾。また日本側も、同年10月、与党の自民党が、期限後の日米安保条約について、「相当長期間にわたる自動延長」で臨む姿勢を明らかにしていた⁽¹³⁾。

さらに共同声明は、「日米両国共同の安全保障上の利益は、沖縄の施政権を日本に返還するための取り決めにおいて満たし得る」、「米国が、沖縄において日米両国共通の安全保障上必要な軍事上の施設及び区域を日米安保条約に基づいて保持し得る」、「施政権返還にあたっては、日米安保条約及びこれに関連する（事前協議等の）諸取り決めが変更なしに沖縄に適用される」として、「本土並み」の返還方式に論及した。また、核兵器への対処については、「日米安保条約の事前協議制度に関する米国政府の立場を害することなく、沖縄の返還を、日本政府の政策（非核三原則等）に背馳しないよう実施する」と、「核抜き」を示すような一節が盛り込まれた。

この共同声明が発表された直後、『世界』の1970年1月号は、「日米共同声明と私の見解」と題する各界からのアンケート結果を掲載した。その中で、伊藤正己（東京大学教授、憲法学者）は、「沖縄施政権の返還は（日本にとって）多年の願望だったのであり、それが、準備作業を考えるならば早期返還とってよい72年に、核抜き、本土並みという確約の下で実現されたことは、高く評価してよいであろう。」とした上で、「（日米）安保体制については、その堅持がうたわれた。」点を、「理想論は別として、現段階の決定としてこの選択は妥当という他」なく、「問題は、事前協議制を含めて、（日米安保）条約の今後の運用にある。」と指摘した。そしてさらに、「（日米）安保体制の堅持といっても、アジアの国際的状況が流動的である以上、固定しているべきでない。」としながらも、「その段階的解消」等は、「安保の堅持とは抽象的には異なる選択を志向するものであるが、實際上の外交関係から見てその差は少ないように思われ」、「安保条約の廃棄も即時ならともかく、十分な準備期間を置かならば同様で」あり、「日米の協力関係を維持しながらも、総合的な国益の現実的判断に立った柔軟な外交が（日本に）望まれる」と主張した（161～162頁）。これは、日米安保条約の存在及び枠組みの中における沖縄の返還を当面容認するという見解の表明に他ならなかった。

これに対し、仲吉良新（沖縄県労働組合協議会議長）は、「アジア地域に対するアメリカの政策を、共同して推進する事を誓った日本が、今後沖縄を前進基地として、アジア各地の民族自決の精神に支えられた闘いを「敵視した外交以外に、選択の途があるとは思え」ないと指摘した。そこには、佐藤・ニクソンによる共同声明が、「沖縄だけでなく、日本全体の歴史を逆行させる罪」に対する強い憤りが記されていた（173～174頁）。

このような仲吉の見解は、あながち的外れとは言い難かった。既に1969年5月に米国政府の打ち出した対日政策の基本方針（前出）は、「沖縄の返還後、同地の米軍基地を朝鮮

(11) 佐藤・ニクソン共同声明の全文は、同上、786-789頁。

(12) National Security Decision Memorandum [NSDM] 13 (5/28/1969) .

(13) 『朝日新聞』1969年10月10日。

半島・台湾・ベトナムでの有事に対応するために最大限自由に活用する」と記していた。さらに共同声明の発表に先立つ1969年の初夏から秋にかけて、日米両国政府が沖縄の返還方式について協議を行った際、米国側は、朝鮮半島等日本の近隣地域での軍事危機に際して、米軍基地の自由使用を求めている。これに対して、日本政府は、米軍の行動を安保条約に基づく事前協議の対象とするものの、これに拒否を示さない方針を表明していた⁽¹⁴⁾。そして翌1970年2月、佐藤首相は衆議院予算委員会での質疑応答で、「朝鮮半島で武力紛争が生じた場合、日本政府は国連が『侵略の認定』をする前でも、『事前協議』制度に基づいて速やかに対応する」という見解を表明した⁽¹⁵⁾。

従って、日本側が事前協議の結果、米軍の行動に反対しない以上、それは沖縄への核兵器の貯蔵・通過を事実上容認する途を開き得るものとなった。実際、1970年1月、米国のA・ジョンソン国務次官等米国政府の担当者は、上院で開かれた「日本と沖縄」に関する秘密聴講会に出席した際、「米国は緊急事態に際して、沖縄への核兵器の持ち込みに関して日本政府と事前協議する権利を留保しているが、日本政府はこれに必ずしも『ノー』と答えないであろう」との見解を表明していた⁽¹⁶⁾。

そして同年6月22日、10年の期限を迎えた日米安保条約は、自動的に延長することとなった。これに対して、田中慎次郎（評論家）は、『世界』の同年7月号に、「あま雲をよびよせる傘」と題する一文を寄せた。そこではまず、日米安保条約を、「あま雲をよびよせる力を持って」いると批判した上で、米中両国の間にみられる緊張関係が、「第2次世界大戦後、現在に至るまでのアメリカの全般的アジア政策によるところ大きいと言っても、おそらく過言ではなからう。」と指摘した。そして、日本が「安保条約の極東条項（第6条）によってアメリカに基地を供与しているのだから、アメリカのアジア政策に、軍事的に加担しているとみなされる」ゆえに、「日本の安全は、安保条約があるために、かえって危険にさらされることになる」と述べた。しかし、日米安保条約の自動延長については、「沖縄返還の代償条件」と捉え、「この代償条件の内容がたかさんの問題点を抱えているにせよ、沖縄返還を実現することはこの際必要であり、今後の問題としては、返還が実現した場合の良い点を生かし、危惧すべき点を是正していく努力が大切である」と述べて、日米安保条約の枠組みの中での沖縄の返還を事実上容認していた。さらに、「（安保条約の）自動延長の結果として、今後は、議会主義の下での安保終了通告の道が開かれたのだから、この終了通告を可能ならしめるような具体的方策の論議と研究とが、従来の安保批判に加えて、その比重を高めて行かねばならない」と主張していた（47～51頁）。そこでは、日米安保条約を終了させた後における日本の安全保障方式の具体案が示されていなかった。

8 沖縄返還協定の締結と『世界』

一方、日米両国政府は沖縄の返還に向けた準備を進めていった。そして翌1971年6月、愛知揆一・外相と米国のロジャース国務長官は、パリで会談し、沖縄の返還について最終

(14) 我部政明『沖縄返還とは何だったのか』日本放送出版協会、108-164頁。

(15) 第63回国会衆議院予算委員会議録第3号（1970年2月23日）、4頁。

(16) 『朝日新聞』1970年8月24日。

的に合意した。

その同じ時期、『世界』の同年6月号は、「あらためて復帰とは何か」と各界に問いかけた結果を掲載した。その中で、佐々木良作（民社党書記長）は、「核基地としての沖縄は、完全な“核抜き”にして返還されなければならない。」「（米軍による）沖縄の自由基地使用も当然排除されなければならない。」と、日本政府と同様に、「核抜き・本土並み」での返還を要求した（168頁）。これに対し、儀間進（中部工業高校教諭）は、「（佐藤・ニクソンによる）日米共同声明によって出てきたものは、『核抜き本土並み基地』付き（の沖縄返還）であった。」として、「たとえ共同声明の線に沿ってであっても、……せめて言葉の意味どおりの『本土並み基地』である……ような条件を整えること」を要望していた（172頁）。両者は共に、日米安保条約及び米軍基地の存在を前提とした上での沖縄返還を事実上容認していた。

そして同年6月17日、日米両国政府は、沖縄返還協定に調印した。この協定は、「日米安保条約及びそれに関連する諸取極（事前協議に関する交換公文等）を返還後の沖縄に適用する」（第2条）、「米軍は返還された後の沖縄で、日米安保条約等に基づいて施設・区域を使用する」（第3条）と定めていた。日本政府はこれについて、「返還後の沖縄における安保条約の取り扱いを、核抜き・本土並みとするものである」との見解を明らかにした⁽¹⁷⁾。

これに対して、中野好夫（評論家）は、『世界』の同年8月号に、「沖縄返還協定とその周辺」と題する一文を寄せた。そこで彼は、「将来有事の際における（沖縄への）核再持ち込みと、さらには（日本）本土をも含めてアメリカ兵力の自由発進」に対する「否定の保証は完全に欠落している」として、「新しい沖縄問題の闘いは、本土もともなる潜在危険性の顕在化防止でなければならぬ。」と述べていた（13～15頁）。そこには、米軍基地を伴っての沖縄返還を何としても避けようとする考えが浮かび上がっていた。

続いて、『世界』の同年10月号に、西春彦（前出）は、「沖縄返還交渉と日中講和」と題する論稿を寄せた。その中で彼は、佐藤・ニクソン間の共同声明（前出）に触れ、「（米軍の基地は）沖縄返還後も大体そのままの機能を継続するものであるから、返還後沖縄基地からの出撃について日本が事前協議で『イエス』というのは、米軍の敵から共同責任を問われることとなり、平和憲法下の日本として背負いきれない責任を負うことになる。」ゆえに、「日本はその（米軍の沖縄基地からの）出撃に関知しないという態度をとり何等発言しないこととすることが国の安全のため適当であり、そして、この方針で進めば米国はそれに満足し、日本は韓国、台湾海峡その他の極東方面への出撃について別段重大な約束をせずに沖縄返還を実現することが出来た筈である。」と、日本政府の姿勢を批判した。

そしてさらに、「米軍の沖縄基地からの出撃には事前協議制をとらず、日本はこれに関知しない（発言しない）という態度をとるべき」であり、「沖縄返還の時までにベトナム戦争が終わっていない場合には、日米間に更に協議するという条項があるから、これを利用して右の趣旨（日本の不関知を指す）の取極めを結ぶ」ことが「絶対に必要になって来た」と信ずる」と主張した（85頁）。ここには、彼が以前、「沖縄の本土復帰に関する意見」（前出）で述べたのと同様に、日米安保条約の枠組みが存在することを前提として、日本

(17) 同上、1971年6月18日。

の安全を損なわない形での沖縄返還を求める姿勢が示されていた。

さらに、『世界』の同じ号で、坂本義和（前出）は、「今こそ沖縄非軍事化宣言を」と題する論稿を発表した。そこで彼は、「沖縄問題に対して、今秋の国会はどうすべきであろうか。」という問題に対して、①返還協定発効後3年以内に米軍基地を段階的に全面撤去し、その期間中に自衛隊は沖縄に駐留しない、②国会が沖縄返還協定に必要な修正を加え、米国と再交渉を行う、ことを提案した。そして、「最近の米中接近の背景の一つに、日本の軍事大国化への米中共同の警戒があるとしても不思議ではない。」として、「もし（米国が）日本の軍拡を抑制しようと望むのであれば、アメリカにとって、最も賢明で有効な方法は、日米安保（条約）やアジアの米軍基地を廃止して米中友好を深めること」であり、「米中によってアジアの平和が強化される中で、日本だけが軍備を増強することなどは不必要であり、またそもそも日本国民が許すわけがないから不可能である。」と論じた。その上で、「沖縄に自衛隊基地をつくらぬ」と表明して、「アメリカが不安なく在外米軍を引き揚げるができるように日本が協力すること」は、「アメリカの利益に合致する」と主張した（19～21頁）。

しかし、この原稿が発表されるのに先立つ1971年7月9日、米国のH・キッシンジャー大統領補佐官は、米中両国の国交正常化を目指して密かに北京を訪れ、周恩来・中国首相と会談した。その席でキッシンジャーは、「そこ（日本）にある我々（米国）の基地は純粋に防衛的なもので、彼ら（日本）自身の再武装を先送りにすることができる」と語っていた⁽¹⁸⁾。ここには、坂本とは異なり、日米安保条約が日本の「軍拡」を抑制しており、米中国交回復の妨げにならない、との考えが示されていた。

そして同月15日、米国のニクソン大統領は、翌年5月までに中国を訪問すると緊急に発表した。その一報が東京の佐藤首相に伝わったのは、発表のわずか十分ほど前であった⁽¹⁹⁾。

9 沖縄返還協定の批准と『世界』

一方、調印された沖縄返還協定は、批准を受けるために国会に上程されることとなった。その上程に先立ち、中野好夫（前出）は、『世界』の同年11月号に、「多少の主張もある雑感」という一文を寄稿した。そこで彼は、「沖縄県全面積比について言えば、従来その約15%が米軍によって占められていたのに対して、返還後もなお12.3%ばかりは依然として米軍使用の『施設及び区域』として残ることになる。」という点を挙げ、「（日本にとって）今回のいわゆる返還協定が、獲られるもの一に対して、その孕む危険度の九十九にも近いことは、残念ながら事実である。」と指摘した。

しかし、彼は続けて、「私個人には（沖縄返還協定の）粉碎をいい、阻止をいうつもりは」なく、「むしろ予見される九十九の危険可能性はあるにしても、獲らるべき一は、とにかく獲っておけると言いたい。」と述べた。そして、その理由として、「もし仮に（沖縄返還協定の）粉碎に成功」しても、米国側が「心ならずも（あるいはむしろ喜んでか）従来

(18) 毛里和子・増田弘監訳『周恩来 キッシンジャー機密会談録』岩波書店、2004年、39頁。

(19) この点について、大河原良雄（当時駐日米国大使館公使、後の米国大使）は、後年、「日本に（訪中を）通報すると、必ずリークするとキッシンジャー（米大統領補佐官）が思っていたかららしい」旨を語っている。大河原『オーラルヒストリー 日米外交』ジャパンタイムズ、2006年、216頁。

の布令布告統治をつづけるであろうことは、ほぼ明瞭である。」としながらも、「もし沖縄県民の真に大多数が、……こんな形態による復帰よりは、むしろこれまで通りアメリカ施政権による統治を選ぶとでもいうのならば、……私はあえてそれに従いたいと思う。」と述べた。その上で、「(沖縄県民が) なお日本復帰を選ぶとするなら、私は来るべき国会に次のことを要求」する、として、「徹底的に返還協定の審議をつくしてもらいたい」、「沖縄非軍事化への方向を、良心と責任とをもって徹底的に推し進めること」、「(沖縄返還)協定が孕む既述潜在的危険の可能性に対し、できるだけ歯止めの言質をとりつけておくこと」を挙げていた。ここには、日米安保条約の枠組みの中における沖縄返還協定の批准を事実上容認する姿勢が浮かび上がっていた。

そして同年10月、日本政府は沖縄返還協定の批准を求めて、国会に上程した。批准に向けての審議が始まるのに先立ち、大江健三郎(作家)をはじめとする学者・言論人等は、『世界』の同年12月号に、「『沖縄国会』を前にして」という共同声明を発表した。そこでは、「1969年秋の日米首脳会談(前出)」によって「返還後の(沖縄への)核再持ち込みや(日本)本土を含めての米軍の自由発進などが容認されたのではないかとの疑いを、我々は消すことができない」ことに加え、「最近の米中接近にみられる米国の政策転換によって、(日本)政府の沖縄返還構想の前提は、今や根底から揺さぶられ、基本的な再検討を迫られていることは明らかである。」と指摘し、その上で、①沖縄返還協定の発効後に米軍基地が速やかに撤収されることの要求及び自衛隊を沖縄に派遣しないことの公約から成る沖縄非軍事化宣言の決議、②前記決議に従って国会が沖縄返還協定に必要な修正を加え、それに基づいて米国と再交渉を行い、その結果をみて同協定を最終的に承認する、ことを提言した(45~47頁)。これは、坂本義和が以前に同誌に寄せた「今こそ沖縄非軍事化宣言を」(前出)の内容を踏襲したものであった。

そして、『世界』の同じ号には、「沖縄非軍事化構想と国会」と題する討論が掲載された。それに参加した不破哲三(日本共産党書記局長)は、「国会で野党が非常に少数だから、このままでは沖縄(返還)協定の成立を拒むことは無理ではないか」として、「これ(沖縄返還協定の成立)を阻止する道は、主権者である国民の介入(デモ等の院外行動)以外にない。」と述べた。また大江健三郎(前出)は、「『(沖縄)返還』協定が批准されても、沖縄には現在まで続いてきたと同じ、ついには沖縄の非軍事化を目指す運動が続かざるを得ず、続け得るだろう」と語った(50~70頁)。しかし、これらの発言には、沖縄返還協定の批准を止め得るような現実の方策が示されてはいなかった。

こうして、国会による沖縄返還協定を批准するための審議は、まず衆議院から始まった。審議の場では、野党各党から「核抜き・本土並み返還」の実現可能性に対する疑問が提示されたものの、政府側は「核の撤去について不安を残さないよう点検の方法を探究したい」等、抽象的な答弁に終始し、こうした姿勢に野党が反発を強めたため、審議は空転するに至った。こうした中で琉球政府の屋良主席は、「沖縄県民の心底から志向する復帰の実現」を求めた建議書を携えて同年11月17日に上京したが、同日、衆議院の沖縄返還協定特別委員会は、沖縄返還協定を強行採決し、承認した。この結果、審議はさらに数日間空転したが、与党の自民党及び野党の民社党・公明党の共同提出による「沖縄に非核三原則を適用する」という付帯決議を伴う形で、沖縄返還協定は、同月24日に衆議院本会議を通過し、同年12月22日に参議院本会議で批准された。そして翌1972年5月15日、沖縄は本土に復帰

し、沖縄県となり、同年6月、自衛隊は沖縄への移駐を開始した。

同じ年の9月、佐藤の後任として首相の座に就いた田中角栄は同年2月のニクソン米大統領に続いて中国を訪問し、日本と中国は国交を回復した。その際、北京政府は、1969年11月の佐藤・ニクソン声明（前出）における『台湾地域における平和と安全の維持』が日本の安全にとって極めて重要な要素である」という条項が外されることを条件に、日米安保条約の容認に踏み切っていた⁽²⁰⁾。日高六郎（前出）が「安保論争の展開と陥穽」（前出）で指摘したように、「日米安保体制」は、「非武装中立を実現するための政策」としての「隣国との関係改善」と両立し得るものだったのである。

10 結論

『世界』は、日米安保条約の自動延長問題に対して、「日本国外の武力紛争に過剰な介入等を行わず、日本の安全を守り得るように、安保条約を効果的に運用する」ことを主張の基本方針として臨んだ。その結果、同誌は、様々な内容の安保批判論、非武装中立論等を掲げたものの、日米安保条約に代わり得る日本の安全保障構想について、具体的な内容を提示することはなかった。

従って、沖縄の返還問題についても、同誌は、日米安保条約の存在を前提として主張・提言を行うこととなった。それは、核付き返還拒否論や基地自由使用論等に見られるように、まず日本本土の安全保障を優先するものが多数を占めていた。その中には、沖縄非軍事化構想のように、沖縄を含めた日本全体の安全保障を意図したものもあったが、そこにおいてさえ、それを実現するための具体的な方策がやはり示されることはなかった。この構想を主唱した大江健三郎は後年、「いま実際に、君たちの（沖縄非軍事化）構想は実現していないじゃないか、何を太平楽を並べたんだ」という「問い掛けは正しい」が、「それでいて同時に、あの主張は必要だったと思っている」と語っている⁽²¹⁾。しかし、日米安保条約の枠組みが堅持されている以上、返還後の沖縄における非軍事化は、実現が極めて困難となっていたのである。

(20) 石井明「アジア地域での信頼醸成を」『朝日新聞』1997年9月4日。

(21) 大江健三郎・安江良介（対談）『『世界』の40年—戦後を見直す、そして、いま—』岩波書店、1984年、46-47頁。

〔抄 録〕

『世界』は、日米安保条約の自動延長問題に対して、「日本国外の武力紛争に過剰な介入等を行わず、日本の安全を守り得るように、安保条約を効果的に運用する」ことを主張の基本方針として臨んだ。その結果、同誌は、様々な内容の安保批判論や非武装中立論等を発表したものの、日米安保条約に代わり得る日本の安全保障構想について、具体的な内容を提示することはなかった。

従って、沖縄の返還問題についても、同誌は、日米安保条約の存在を前提として主張・提言を行うこととなった。それは、核付き返還拒否論や基地自由使用論等に見られるように、まず日本本土の安全を優先するものが多数を占めていた。その中には、沖縄非軍事化構想のように、沖縄を含めた日本全体の安全保障を意図したものもあったが、そこにおいてさえ、それを実現するための具体的な方策が示されることはやはりなかった。日米安保条約の枠組みが堅持されている以上、返還後の沖縄における非軍事化は、実現が極めて困難となっていたのである。